

# 第120回 定時株主総会招集ご通知

**日時** | 2023年6月28日(水曜日) 午前10時

**場所** | 浜離宮三井ビルディング 2階  
東京都中央区築地5丁目6番4号  
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

|           |                        |    |
|-----------|------------------------|----|
| <b>目次</b> | 第120回定時株主総会招集ご通知 ..... | 3  |
|           | 株主総会参考書類 .....         | 7  |
|           | 事業報告 .....             | 26 |
|           | 連結計算書類 .....           | 55 |
|           | 計算書類 .....             | 57 |
|           | 監査報告 .....             | 59 |

**決議  
事項**

- |       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件                         |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件                         |
| 第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）<br>4名選任の件   |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件                |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件             |
| 第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）<br>の報酬額設定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件              |

**議決権行使期限** 2023年6月27日(火曜日) 午後5時まで

**株式会社三井E&S**

証券コード 7003

## 株主の皆様へ



平素より格別のご支援を賜りまして、厚く御礼申しあげます。

当社は、本年4月1日に、事業持株会社体制へと移行し、社名も「株式会社三井E&S」として新たに生まれ変わりました。事業と経営が一体となることで、グループ全体の戦略立案、実行のスピードアップと、新しい環境に適応する進化をいち早く実現することを目指します。

当期は、不採算事業の整理や、財務体質の強化などの諸施策を定めた「三井E&Sグループ 事業再生計画」を完遂することができました。また、当社を取り巻く環境変化を踏まえ、「2023年度中期経営計画」を1年前倒しでスタートさせ、エンジニアリングとサービスを主体とした経営理念に改めました。

「三井E&S」のE&Sは"Engineering & Services for Evolution & Sustainability"を意味し、社会の進化と持続のために我々のエンジニアリングとサービスで貢献する、ということを謳っております。当社の強みである製品の周辺まで広げたビジネスモデルを展開することで事業の幅を広げ、持続的に安定した収益をあげる会社にしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2023年6月

代表取締役社長CEO

高橋 安之

# 存在意義を問い直し、 経営コンセプトを再定義

2023年度中期経営計画では、持続可能社会への急速な移行、環境変化や当社自体の変革を踏まえ、グループの経営コンセプト（企業理念、ビジョン、経営姿勢、行動規準）の再定義を行いました。当社グループの存在意義を全従業員であらためて共有し、一丸となって前進します。

## 企業理念

**エンジニアリングとサービスを通じて、人に信頼され、社会に貢献する。**

従来の「ものづくり」よりも幅の広い事業を展開し、エンジニアリングとサービスで持続可能な社会の実現に貢献していくという私たちの存在意義（パーパス）を込めています。

## ビジョン（目指す姿）

**2030年までに、マリンの領域を軸に、  
脱炭素社会の実現と、人口縮小社会の課題解決を目指す。**

私たちの強み「マリン領域」を事業の核とし、軸のぶれない覚悟のある経営を行います。

## 経営姿勢

**新しい価値の創造を  
顧客と共に実現**

事業推進  
（顧客・取引先への約束）

潜在ニーズのマーケティングと周辺技術のイノベーションで事業を推進していく。

**健全な財務体質と  
堅実な利益を追求**

財務企画  
（株主、金融機関への約束）

限界利益/固定費の適時評価を軸に、事業や子会社を堅実に管理運営していく。

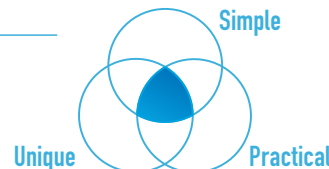
**サステナビリティの  
課題解決を推進**

人事総務  
（従業員・社会への約束）

従業員の健康と安全に配慮し、気候変動/人口縮小/多様性の社会課題に取り組んでいく。

## 行動規準

**シンプル、ユニーク、プラクティカルな  
製品やサービスに挑戦**



**常に顧客目線で3つの価値が重なる製品やサービスを考え、  
堅実な事業へと育み、社会に貢献する。**

株 主 各 位

東京都中央区築地5丁目6番4号  
**株 式 会 社 三 井 E & S**  
代表取締役社長 高橋 岳之

## 第120回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第120回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下ウェブサイト「第120回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかにアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.mes.co.jp/investor/stock/meeting.html>



株主総会資料 掲載ウェブサイト <https://d.sokai.jp/7003/teiiji/>



また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）の以下ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「三井E&S」又は「コード」に当社証券コード「7003」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合には、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、5～6頁の「議決権行使のご案内」に従って、書面又は電磁的方法（インターネット等）により、**2023年6月27日（火曜日）午後5時まで**に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時 2023年6月28日（水曜日）午前10時  
 2. 場 所 浜離宮三井ビルディング 2階  
 東京都中央区築地5丁目6番4号

### 3. 目的事項

- 報告事項**
- 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第120期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
  - 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
  - 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- ◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎ 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、次に掲げる事項を省略しております。
- ① 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」
  - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
  - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- したがって、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- なお、上記省略した事項は、各ウェブサイト上に「第120回定時株主総会招集ご通知（交付書面省略事項）」として掲載しております。
- ◎ 本総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。  
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト >>>>> <https://www.mes.co.jp/>

# 議決権行使のご案内

株主総会における議決権の行使は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使は、以下の3つの方法がございます。

## 株主総会にご出席される方



### 会場受付にご提出

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出願います。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙をご持参ください



### 株主総会開催日時

2023年6月28日（水曜日）  
午前10時

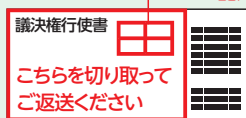
## 株主総会にご出席されない方



### 郵送によるご提出

書面（議決権行使書用紙）に議案の賛否をご記入のうえ、ご返送ください。

議案の賛否をご記入ください



### 行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後5時到着分まで



### インターネット等でご入力

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従い、議案の賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

詳細は次頁をご覧ください

### 行使期限

2023年6月27日（火曜日）  
午後5時入力分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

〔第1号議案、第2号議案、第6号議案、第7号議案〕

- ・ 賛成の場合 **【賛】** の欄に○印
- ・ 反対の場合 **【否】** の欄に○印

〔第3号議案～第5号議案〕

- ・ 全員賛成の場合 **【賛】** の欄に○印
- ・ 全員反対の場合 **【否】** の欄に○印
- ・ 一部の候補者に反対の場合  
「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※「スマート行使」に必要なQRコードが記載されております。なお、ウェブサイトにて議決権を行使する場合には、裏面に記載されている「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

- (1) 議案につきましては、賛否の表示がなされない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。
- (2) インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) インターネット等と議決権行使書用紙の両方で議決権を重複して行使された場合は後に到着したものを、両方が同日に到着した場合にはインターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

## インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいようお願い申し上げます。  
なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんのでご了承ください。

### QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙裏面に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。  
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

### パスワード及び議決権行使コードのお取り扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙裏面に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネット等による議決権行使で  
パソコンやスマートフォンの操作方法などが  
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）  
（受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

### 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」を  
クリック

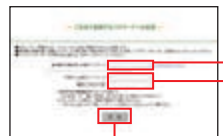
- 2 議決権行使書用紙裏面に記載された  
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」  
を入力

「ログイン」を  
クリック

- 3 議決権行使書用紙裏面に記載された  
「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」  
を入力

実際にご使用になる新  
しいパスワードを設定  
してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業発展のための設備投資、研究開発投資及び財務基盤を強化するための株主資本の充実を総合的に判断しながら、株主の皆様への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と考えております。

これまでの厳しい業績により、大変遺憾ながら過去5期にわたり無配を継続しておりましたが、「三井E&Sグループ 事業再生計画（以下、事業再生計画）」を強力に推進し、インドネシアの懸案工事のリスクは格段に縮小し、財務収益体質の強化も進み、事業再生計画は完遂いたしました。

当期の普通株式の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等から、安定的な配当の実現に向けた体制が整いつつあると判断し、少額ではありますが、以下のとおり復配いたしたいと存じます。今後も将来の増配に向け「2023年度中期経営計画」の成長戦略の遂行に注力してまいります。

なお、2022年6月に第三者割当により発行したA種優先株式につきましては、発行時に定められたA種優先株式発行要領及び当社定款の定めに基づく所定の金額での配当とさせていただくものであります。

### 期末配当に関する事項

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

- ・ 普通株式           ： 1株につき金3.00円  
普通株式配当総額   262,531,293円
- ・ A種優先株式： 1株につき金29.384円  
A種優先株式配当総額 528,912,000円

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月29日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行に関する変更

当社は、三井E&Sグループの企業価値の持続的向上を図るために、組織集約・再編に沿ったコンパクトな経営体制へ移行し、事業戦略及びリスクのある案件に関し、より深い議論を行う環境を整えるために、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、役員の員数の定めについても員数を縮減することといたしました。

これに伴い、定款の一部を以下のとおり変更いたします。

- 監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除。
- 経営の効率性を高め、機動的な意思決定を可能とするために、業務執行取締役への権限移譲に関する規定の新設。
- 監査等委員会設置会社への移行に伴い、関連する規定の修正等。

#### (2) 事業目的の変更

当社の事業目的を企業理念「エンジニアリングとサービスを通じて、人に信頼され、社会に貢献する。」に則したものとするとともに、事業目的相互の関係を整理するため、定款第2条（目的）の一部を変更いたします。

#### (3) その他全般に関する変更

その他、条文の追加及び削除に伴う条数の変更等、所要の変更を行います。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案における定款変更につきましては、本總會終結の時をもって効力が発生するものいたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 <u>〈条文省略〉</u></p> <p>第2条 (目的)</p> <p>1. 当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(29) <u>〈条文省略〉</u></p> <p>(30)前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンスに関する業務</p> <p>(31)前各号に掲げるものの<u>売買、中古販売、輸出入、賃貸借および付帯関連事業</u></p> <p>2. 当社は、<u>前項各号およびこれに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p> <p>第3条 <u>〈条文省略〉</u></p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条～第19条の2 <u>〈条文省略〉</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会等</p> <p>第20条 (取締役の定員)</p> <p>当会社に<u>取締役20名以内を置く。</u></p> | <p>第1章 総 則</p> <p>第1条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>第2条 (目的)</p> <p>当社は次の事業を営むことおよび次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他これに準ずる事業体の株式または持分を保有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p>(1)～(29) <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>(30)前各号に掲げるもののコンサルティング業務、エンジニアリング業務および運転・メンテナンス等に関する<u>サービス業務</u></p> <p>(31)前各号に掲げるものに<u>付帯または関連する一切の事業</u></p> <p><u>〈削除〉</u></p> <p>第3条 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>第4条 (機関)</p> <p>当社は株主總會および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p><u>〈削除〉</u></p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第19条の2 <u>〈現行どおり〉</u></p> <p>第4章 取締役および取締役会等</p> <p>第20条 (取締役の定員)</p> <p>当社の<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）は10名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第21条（取締役の選任）<br/>（新設）</p> <p>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p> <p>第22条（取締役の任期）<br/>取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第23条（代表取締役、役付役員等）<br/>取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>取締役会は、その決議により役付役員等（会長、社長および副社長を含む）を定めることができる。</p> | <p>第21条（取締役の選任）<br/><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>第22条（取締役の任期）<br/>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条（代表取締役、役付取締役等）<br/>取締役会は、その決議により取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. <u>取締役会は、その決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、役付取締役等（会長、社長および副社長を含む。）を定めることができる。</u></p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                         | 変 更 案                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第24条 (条文省略)                                                                                                                     | 第24条 (現行どおり)                                                                                                      |
| 第25条 (取締役会の招集)<br>取締役会招集の通知は会日から3日前に各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。                                               | 第25条 (取締役会の招集)<br>取締役会招集の通知は会日から3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。                                      |
| 第26条 (条文省略)<br>(新設)                                                                                                             | 第26条 (現行どおり)                                                                                                      |
|                                                                                                                                 | 第27条 (重要な業務執行の決定の委任)<br>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 |
| 第27条～第28条 (条文省略)<br>第5章 監査役および監査役会                                                                                              | 第28条～第29条 (現行どおり)<br>第5章 監査等委員会                                                                                   |
| 第29条 (監査役の定員)<br>当会社に監査役5名以内を置く。                                                                                                | (削除)                                                                                                              |
| 第30条 (監査役の選任)<br>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。                                       | (削除)                                                                                                              |
| 第31条 (補欠監査役の選任の効力)<br>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。                    | (削除)                                                                                                              |
| 第32条 (監査役の任期)<br>監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了する時までとする。 | (削除)                                                                                                              |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第33条（常勤監査役）<br/> <u>監査役会</u>の決議によって常勤の<u>監査役</u>を選定する。</p> <p>第34条（監査役会の招集）<br/> <u>監査役会</u>招集の通知は会日から3日前に各<u>監査役</u>に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>第35条（監査役会の決議方法）<br/> <u>監査役会</u>の決議は<u>監査役</u>の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。</p> <p>第36条（監査役会規程）<br/> <u>監査役会</u>に関する事項は、法令またはこの定款のほか、<u>監査役会</u>において定める<u>監査役会規程</u>による。</p> <p>第37条（社外監査役の責任限定契約）<br/> <u>当会社は社外監査役との間で会社法第423条第1項の責任につき善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円以上で予め定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> | <p>第30条（常勤監査等委員）<br/> <u>監査等委員会</u>の決議によって常勤の<u>監査等委員</u>を選定することができる。</p> <p>第31条（監査等委員会の招集）<br/> <u>監査等委員会</u>招集の通知は会日から3日前までに各<u>監査等委員</u>に対して発する。ただし、緊急の場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>第32条（監査等委員会の決議方法）<br/> <u>監査等委員会</u>の決議は議決に加わることができる<u>監査等委員</u>の過半数が出席してその<u>監査等委員</u>の過半数をもって行う。ただし、法令に別段の定めがある場合にはその定めによる。</p> <p>第33条（監査等委員会規程）<br/> <u>監査等委員会</u>に関する事項は、法令またはこの定款のほか、<u>監査等委員会</u>において定める<u>監査等委員会規程</u>による。</p> <p style="text-align: center;">〈削除〉</p> |
| <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第38条～第41条   〈条文省略〉<br/> <span style="margin-left: 100px;">〈新設〉</span></p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第34条～第37条   〈現行どおり〉<br/> <span style="margin-left: 100px;">附 則</span></p> <p>第1条（社外監査役の責任限定契約に関する経過措置）<br/> <u>第120回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。</u></p>                                                                                                                                                                                  |

# 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。現在の取締役全員（7名）は定款第22条の定め及び監査等委員会設置会社への移行により、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

た か は し た け ゆ き  
**高 橋 岳 之**  
(1964年10月9日生)

再 任



所有する当社の株式数  
普通株式  
5,500株

取締役在任期間  
3年

取締役会出席状況  
19回／19回  
(100%)

**略歴、当社における地位及び担当**

|          |                        |          |                           |
|----------|------------------------|----------|---------------------------|
| 1987年 4月 | 当社入社                   | 2020年 6月 | 取締役退任                     |
| 2007年10月 | 鉄構・物流事業本部運搬機システム営業部長   | 2021年 3月 | 三井海洋開発株式会社取締役             |
| 2012年 6月 | 機械・システム事業本部運搬機システム営業部長 | 2021年 4月 | 当社成長事業推進室長兼人事総務部長         |
| 2015年 9月 | 経営企画部主管                | 2021年 6月 | 取締役、CCO、監査法務部担当、現在に至る。    |
| 2015年10月 | 経営企画部グローバル戦略室長         |          | 人事総務部担当                   |
| 2016年10月 | 企画本部経営企画部戦略企画室長        | 2021年11月 | 三井海洋開発株式会社社外取締役           |
| 2018年 2月 | 機械・システム事業本部事業本部長補佐     | 2022年 4月 | 当社代表取締役社長、CEO、全般統括、現在に至る。 |
| 2018年 4月 | 株式会社三井E&Sマシナリー執行役員     |          | 成長事業推進室担当                 |
| 2019年 4月 | 同社代表取締役社長              | 2023年 4月 | 事業部門担当、現在に至る。             |
| 2019年 6月 | 当社取締役                  |          |                           |

**取締役候補者とした理由**

高橋岳之氏は、国際的な営業経験を通じて培った高いマーケティング能力、並びに株式会社三井E&Sマシナリー及び当社の代表取締役社長としての経験を通じて培った優れた経営能力を有しております。成長戦略の遂行のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者としてしました。

候補者番号 2

まつ むら たけ つね

松村 竹実

(1967年5月25日生)

再任



所有する当社の株式数  
普通株式  
2,900株  
取締役在任期間  
3年  
取締役会出席状況  
19回／19回  
(100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1991年 4月 当社入社  
2015年 4月 船舶・艦艇事業本部基本設計部長  
2018年 2月 企画本部経営企画部戦略企画室長  
2018年 3月 三井海洋開発株式会社取締役  
2019年 3月 当社経営企画部長  
2020年 6月 取締役、現在に至る。  
CISO、経営企画部担当

2022年 4月 代表取締役副社長、社長補佐、現在に至る。  
CSO、エンジニアリング事業管理室及び  
人事総務部担当  
2023年 4月 CFO、CIO、コーポレート部門及び調達  
部担当、現在に至る。

#### 取締役候補者とした理由

松村竹実氏は、コーポレート部門担当として、当社グループの事業再生計画の策定から完遂に至るまで実行をリードし、2023年度中期経営計画推進の中核を担っております。経営基盤の改革のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号 3

た な か い ち ろ う

田中 一郎

(1961年11月25日生)

新任



所有する当社の株式数  
普通株式  
4,000株

#### 略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月 当社入社  
2011年 1月 機械・システム事業本部機械工場技術開発部長  
2013年11月 機械・システム事業本部機械工場ディーゼル設計部長  
2016年 4月 理事、機械・システム事業本部企画管理部長  
2018年 4月 株式会社三井E&Sマシナリー取締役執行役員、ディーゼル事業部長、戦略企画室長

2019年 4月 同社取締役執行役員、CTO、ディーゼル事業部長  
2021年 4月 同社代表取締役社長、CEO、CTO  
2023年 4月 当社執行役員、成長事業推進事業部長、現在に至る。

#### 取締役候補者とした理由

田中一郎氏は、船用推進システム事業における卓越した見識、並びに株式会社三井E&Sマシナリー代表取締役社長としての経験を通じて培った優れた経営能力を有しております。中核事業の更なる発展のために、同氏の経験と見識が必要と判断し、新たに取締役候補者となりました。

候補者番号 4

ながた はる ゆき

永田 晴之

(1963年2月20日生)

再任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
普通株式  
1,000株

社外取締役在任期間  
1年

取締役会出席状況  
14回／14回  
(100%)

### 略歴、当社における地位及び担当

1985年 4月 株式会社三井銀行入行  
2011年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ財務部長  
2013年 4月 株式会社三井住友銀行執行役員  
2015年 4月 同行常務執行役員  
2016年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ常務執行役員  
2018年 3月 株式会社三井住友銀行取締役兼常務執行役員  
2018年 4月 同行取締役兼専務執行役員  
2019年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ執行役専務

2019年 6月 同社取締役、執行役専務  
2021年 4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ取締役、執行役専務退任  
株式会社三井住友銀行取締役退任  
同行専務執行役員退任  
2021年 6月 室町殖産株式会社代表取締役社長、現在に至る。  
室町建物株式会社代表取締役社長、現在に至る。  
2022年 6月 当社社外取締役、現在に至る。

### 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

永田晴之氏は、長年、大手金融機関グループにおいて財務、リスク管理、内部監査等の業務に携わるとともに、経営者としての豊富な知識と実績を有しております。そこで、当社グループの経営全般について大所高所より助言いただくとともに、独立した立場から経営の監視・監督を行っていただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者としてしました。

### 重要な兼職の状況

室町殖産株式会社代表取締役社長  
室町建物株式会社代表取締役社長

### 独立性に関する事項

永田晴之氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」（以下、独立性基準等）を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

- (1) 同氏は2021年4月まで、株式会社三井住友銀行及びその親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの業務執行者でありました。当社は、株式会社三井住友銀行との間には、2023年3月31日現在564億60百万円の借入れがあり、同行は当社の株式の一部を保有しております。しかしながら、当社の借入依存度及び同行による当社株式保有比率は他社と比して突出しておらず、また、同氏は同行の業務執行者を退任して1年以上が経過していることから、独立性基準等には抵触せず、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。なお、当社は、株式会社SMB C キャピタルパートナーズ（株式会社三井住友銀行の100%子会社）を業務執行組合員とするファンドであるSMB C P 投資事業有限責任組合1号を割当先として、第三者割当の方法によりA種優先株式を発行しております。また、当社は、2022年3月31日の取締役会決議に基づき、SMB C 日興証券株式会社（株式会社三井住友フィナンシャルグループの100%子会社）を割当先として、第三者割当の方法により第1回行使価額修正条項付新株予約権を発行するとともに、当該新株予約権の行使に関し、同社とファシリティ契約（行使停止指定条項付、ターゲット・プライス条項付）を締結しております。
- (2) 同氏は現在、室町殖産株式会社及び室町建物株式会社の業務執行者であります。当社は室町殖産株式会社の株式を保有しておりますが、その比率は発行済株式総数の5%であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、永田晴之氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏との間で締結している当該契約を継続する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が再任又は選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

## 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

なお、監査等委員である取締役候補者の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1

し お み ゆ う い ち

塩 見 裕 一

(1958年10月20日生)

新任



### 略歴、当社における地位及び担当

1982年 4月 当社入社  
2010年 4月 玉野事業所経理部長  
2013年 5月 財務経理部主管兼輸出管理室主管  
2014年 4月 理事、財務経理部長  
2015年 4月 執行役員  
2017年 4月 常務執行役員、CFO、IR室担当

2017年 6月 取締役  
2019年 6月 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表  
取締役社長  
2020年 4月 同社取締役  
2020年 6月 当社常勤監査役、現在に至る。

### 監査等委員である取締役候補者とした理由

塩見裕一氏は、財務経理部門における卓越した見識を有するとともに、当社監査役等としての実績及びその経験により当社の実情に通じております。また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに監査等委員である取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数  
普通株式

3,600株

監査役在任期間

3年

監査役会出席状況

13回／13回

(100%)

候補者番号 2

た な か こう い ち  
田 中 浩 一

(1955年10月21日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
普通株式  
4,700株  
社外監査役在任期間  
7年  
監査役会出席状況  
13回／13回  
(100%)

#### 略歴、当社における地位及び担当

1980年 4月 三井物産株式会社入社  
2003年10月 同社財務部長  
2006年 4月 同社総合資金部長  
2009年 4月 同社セグメント経理部長  
2010年 4月 同社執行役員、セグメント経理部長  
2011年 4月 同社執行役員、CFO補佐、セグメント経理部長  
2012年 4月 同社常務執行役員、CCO  
2012年 6月 同社代表取締役、常務執行役員、CCO  
2014年 4月 同社代表取締役、専務執行役員、CCO

2015年 4月 同社取締役  
2015年 6月 同社顧問  
AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役  
2016年 6月 当社社外監査役、現在に至る。  
2018年 6月 株式会社ホンダトレーディング社外監査役、現在に至る。  
2021年 6月 AIGジャパン・ホールディングス株式会社社外取締役退任

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

田中浩一氏は、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識、並びに当社社外監査役としての実績を有しております。また、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有していることから、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。

#### 重要な兼職の状況

株式会社ホンダトレーディング社外監査役

#### 独立性に関する事項

田中浩一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。  
同氏が過去において業務執行者であった三井物産株式会社との間には、機器類の販売及び仕入等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において当社グループの同社に対する売上はなく、また、同社の当社グループに対する売上が同社の年間連結収益に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。  
同社は当社の株式の一部を保有していますが、同社による当社株式保有比率は他社と比して突出していません。

候補者番号 3

かわ さき こう いち

川崎 弘一

(1957年4月20日生)

新任

社外

独立役員



所有する当社の株式数  
0株

#### 略歴、当社における地位及び担当

|          |                         |          |                          |
|----------|-------------------------|----------|--------------------------|
| 1983年 4月 | 日本合成ゴム株式会社入社            | 2016年 6月 | 同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長 |
| 2003年 6月 | JSR株式会社製造技術第一センター長      | 2018年 4月 | 同社代表取締役兼専務執行役員、生産技術グループ長 |
| 2005年 6月 | 同社執行役員、生産技術部長           |          | 日本ブチル株式会社取締役社長           |
| 2007年 6月 | 同社取締役兼上席執行役員、生産技術部長     | 2019年 6月 | JSR株式会社取締役兼専務執行役員        |
| 2008年 6月 | 同社取締役兼上席執行役員、エラストマー事業部長 |          | 日本ブチル株式会社取締役社長           |
| 2011年 6月 | 同社常務執行役員、石化事業部長         | 2021年 6月 | 日本ブチル株式会社取締役社長退任         |
| 2014年 6月 | 同社専務執行役員、石化事業部長         | 2022年 6月 | JSR株式会社取締役兼専務執行役員退任      |

#### 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川崎弘一氏は、長年、大手化学会社において製造、生産の技術部門の業務に携わるとともに、経営者としての経験に基づく事業活動や経営全般に関する豊富な見識を有していることから、客観的な見地にに基づき適切な監査をしていただくことを期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者となりました。

#### 独立性に関する事項

川崎弘一氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。同氏が過去において業務執行者であったJSR株式会社との間には取引関係はありません。同氏が過去において業務執行者であった日本ブチル株式会社との間には、部品販売等に関する取引関係が存在していますが、直近の事業年度において同社の当社グループに対する売上はなく、また、当社グループの同社に対する売上が当社の年間連結総売上高に占める割合は0.1%未満であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼすような重要性はありません。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、田中浩一氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。また、本議案をご承認いただいた場合には、当社は同氏及び川崎弘一氏との間で同内容の契約を新たに締結する予定であります。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、任期途中に当該保険契約について更新を予定しております。

（ご参考）各取締役候補者に特に期待するスキル・専門分野

当社は、取締役候補者を選定・決定するに当たり、当社グループの事業及び経営管理に精通した一定数の社内取締役を確保しつつ、多様性についての時代の要請にかなうべく、他の業態において豊富な経験を有する社外取締役を招聘することにより、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性を確保するように努めております。

当社では、取締役に対して特に期待するスキル・専門的分野を以下6項目としております。

- (1) 企業経営
- (2) 国際経験
- (3) 財務・M&A
- (4) 法務・監査
- (5) マーケティング
- (6) 技術・IT

各取締役候補者に特に期待するスキル・専門的分野を可視化したスキル・マトリックスは、下表のとおりです。

|   | 氏 名                | 当社における現在の地位及び担当                              | 候補者属性      | 2022年度<br>取締役会<br>出席状況 |
|---|--------------------|----------------------------------------------|------------|------------------------|
| ● | たかはし たけゆき<br>高橋 岳之 | 代表取締役社長<br>CEO、CCO、全般統括、事業部門及び監査法務部担当        | 再任         | 19回／19回<br>(100%)      |
| ● | まつむら たけつね<br>松村 竹実 | 代表取締役副社長<br>社長補佐、CFO、CIO、<br>コーポレート部門及び調達部担当 | 再任         | 19回／19回<br>(100%)      |
| ● | たなか いちろう<br>田中 一郎  | 執行役員<br>成長事業推進事業部長                           | 新任         |                        |
| ● | ながた はるゆき<br>永田 晴之  | 社外取締役                                        | 再任 社外 独立役員 | 14回／14回<br>(100%) ※    |
| ● | しおみ ゆういち<br>塩見 裕一  | 常勤監査役                                        | 新任         | 19回／19回<br>(100%)      |
| ● | たなか こういち<br>田中 浩一  | 社外監査役                                        | 新任 社外 独立役員 | 19回／19回<br>(100%)      |
| ● | かわさき こういち<br>川崎 弘一 |                                              | 新任 社外 独立役員 |                        |

※取締役就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

| 企業経営 | 国際経験 | 財務・M&A | 法務・監査 | マーケティング | 技術・IT |
|------|------|--------|-------|---------|-------|
| ●    | ●    |        | ●     | ●       |       |
| ●    | ●    | ●      |       |         | ●     |
| ●    | ●    |        |       | ●       | ●     |
| ●    |      | ●      | ●     |         |       |
| ●    |      | ●      | ●     |         |       |
| ●    | ●    | ●      | ●     |         |       |
| ●    | ●    |        |       |         | ●     |

# 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであり、田口昭一氏は第4号議案が原案どおり可決された場合の塩見裕一氏の補欠としての取締役候補者、竹之内明氏は同じく第4号議案が原案どおり可決された場合の田中浩一氏及び川崎弘一氏の補欠としての社外取締役候補者であります。いずれの候補者も監査等委員である取締役として就任した場合、その任期は前任者の残存期間とします。

なお、補欠の監査等委員である取締役候補者の提案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者番号 1

たぐちしょういち

田口昭一

(1958年4月9日生)

新任

## 略歴、当社における地位及び担当

|          |                              |          |                                         |
|----------|------------------------------|----------|-----------------------------------------|
| 1985年 4月 | 当社入社                         | 2018年12月 | 当社人事総務部玉野総合事務所長                         |
| 2013年 6月 | 機械・システム事業本部機械工場長             | 2019年 6月 | 取締役、CISO、CCO、経営企画部、人事総務部、法務部担当及び技術統括部担当 |
| 2014年 4月 | 理事                           | 2020年 3月 | 三井海洋開発株式会社取締役                           |
| 2015年 4月 | 執行役員                         | 2020年 4月 | 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長                |
| 2016年 4月 | 常務執行役員、玉野事業所長、社長特命事項（製造部門総括） | 2021年 6月 | 当社常勤監査役、現在に至る。                          |
| 2017年10月 | 玉野事業所総務部長                    |          |                                         |
| 2018年 3月 | 株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長     |          |                                         |

## 補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

田口昭一氏は、製造・管理における卓越した見識を有するとともに、当社の執行役員、取締役及び監査役としての豊富な業務経験並びに株式会社三井E&Sビジネスサービス代表取締役社長としての実績により当社グループの経営の実情に通じております。同氏の経験と見識から適切な監査を行う能力を有する者と判断し、新たに補欠の監査等委員である取締役候補者としてしました。

所有する当社の株式数 普通株式 12,900株

監査役在任期間 2年

候補者番号

2

たけのうちあきら

竹之内 明

(1947年5月26日生)

新任

社外

独立役員

## 略歴、当社における地位及び担当

|          |                                    |          |                         |
|----------|------------------------------------|----------|-------------------------|
| 1979年 4月 | 東京弁護士会弁護士登録、辻誠法律事務所入所、現在に至る。       | 2011年 4月 | 東京弁護士会会長<br>日本弁護士連合会副会長 |
| 2002年 6月 | アルプス電気株式会社社外監査役<br>アルプス物流株式会社社外監査役 | 2014年 6月 | 株式会社アマダ社外監査役、現在に至る。     |
|          |                                    | 2015年 6月 | 公益社団法人吉田育英会監事、現在に至る。    |

## 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

竹之内明氏は、弁護士としての長年の豊富な実務経験・専門性、並びに日本弁護士連合会副会長等を歴任後に上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を有していることから、客観的な見地に基づき適切な監査をしていただくことを期待し、新たに補欠の監査等委員である社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しており、また、上場企業の社外監査役を務められるなど会社経営全般について十分な見識を有しておられることから、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

## 重要な兼職の状況

辻誠法律事務所弁護士  
株式会社アマダ社外監査役  
公益社団法人吉田育英会監事

## 独立性に関する事項

竹之内明氏は、東京証券取引所が定める独立性の要件及び当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任することとなった場合には、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

所有する当社の株式数 0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹之内明氏は、監査等委員である社外取締役候補者の補欠候補者であります。
3. 当社は、本議案をご承認いただき、竹之内明氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれか高い額となります。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。本議案をご承認いただき、各候補者が監査等委員である取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

### ＜ご参考 1＞当社役員等の指名に関する方針

取締役候補者の選任にあたりましては、任意の指名委員会を設置し、同委員会が取締役会の諮問に応じて、取締役の選任基準及び人事案の討議・答中を行います。さらに、同委員会は監査等委員である取締役候補者が監査等委員に求められる要件に合致しているかの確認を行います。社長は以上の答中及び確認を経た後、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選任議案については取締役に付議し、監査等委員である候補者の選任議案については監査役会の同意を得た上で、取締役に付議いたしました（なお、本株主総会にて第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、次年度より監査等委員である取締役候補者の選任議案は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役に付議いたします）。指名委員会は、取締役会が任命する独立社外取締役2名、社長及び取締役1名の計4名を構成員とし、取締役会が定める独立社外取締役1名を委員長としています。

### ＜ご参考 2＞社外役員の独立性について

当社は、東京証券取引所の独立性基準に抵触する者及び原則として以下の「社外役員の独立性基準」の要件に該当する者については独立性がないものと判断いたします。

#### ●社外役員の独立性基準（2015年10月30日制定）

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に下記の要件を加味した上で、社外取締役及び社外監査役（以下、社外役員）の独立性を判断する。

- ①当社若しくはその連結子会社（以下、当社グループ）を主要な取引先とする者（※1）又はその業務執行者
- ②当社グループの主要な取引先（※2）又はその業務執行者
- ③当社の大口債権者（※3）又はその業務執行者
- ④当社の主要株主（※4）又はその業務執行者
- ⑤当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥当社グループから直近事業年度に役員報酬以外に年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう）
- ⑦過去1年間に於いて①～⑥のいずれかに該当していた者
- ⑧①から⑦までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く）の近親者（※5）

※1：当社グループを主要な取引先とする者：直近事業年度における当社グループとの取引額がその者の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※2：当社グループの主要な取引先：当社グループの直近事業年度における取引額が、当社の年間連結総売上高の2%を超える者をいう。

※3：大口債権者：当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がないような金融機関その他の債権者をいう。

※4：主要株主：当社の議決権保有割合10%以上の株式を保有する株主をいう。

※5：近親者：配偶者又は二親等内の親族をいう。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただき今日に至っております。

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）に対する報酬限度額の承認をお願いするものであります。その金額は、事業再編・集約に沿ったコンパクトな経営体制への移行に伴う取締役員数の減少など諸般の事情を考慮いたしまして、報酬限度額を年額320百万円とさせていただきますと存じます。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定に関する基本方針は、事業報告3. 2. イ「当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針」に記載のとおりであり、監査等委員会設置会社へ移行後も常勤取締役及び社外取締役については同内容の方針とすることを予定しております。

本議案は、その基本方針を踏まえ、当社の事業規模、報酬水準、他社の報酬水準、対象となる取締役の員数及び今後の動向等を総合的に勘案し、報酬委員会の審議を経て決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、当該報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分は含まれないものといいたしたいと存じます。

現在の取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものいたします。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたしますので、新たに監査等委員である取締役に対する報酬限度額の承認をお願いするものであります。その金額は、監査等委員である取締役の員数及びその職責などを考慮いたしまして、報酬限度額を年額50百万円とさせていただきますと存じます。

本議案が承認された場合、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定について所要の変更を行うことを予定しております。

本議案は、監査等委員である取締役の員数及びその職責、現在の監査役の報酬水準、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の固定報酬水準並びに他社の報酬水準等を総合的に勘案し、報酬委員会の審議を経て決定したものであり、相当であるものと判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、対象となる監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生ずるものといたします。

以 上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立により回復の動きがみられました。しかしながら、世界的なインフレ高進とそれを抑制するための急速な金融引き締めにより回復ペースは減速傾向にあります。また、米欧の急速な利上げが金融システム不安を引き起こすことへの懸念も高まっており、先行きは不透明な状況にあります。

米国経済は、貯蓄取崩しによる個人消費や良好な雇用情勢などに底堅い動きがみられるものの、高インフレや政策金利の引き上げが景気を下押しし、減速する見通しです。欧州経済も、緊迫するウクライナ情勢に加え、米国発の金融システム不安の高まりなどにより消費マインドの回復は鈍く、景気は低迷する見込みです。中国経済は、ゼロコロナ政策の解除を機に経済活動が正常化し、サービス消費の拡大により回復傾向にあります。減税終了による自動車販売の不振、不動産市況や輸出の低迷など、サービス以外の需要には脆弱さが残り、回復は緩やかなペースに留まる見通しです。一方、国内経済は堅調な個人消費や総じて高水準を維持する企業収益により回復基調にあります。世界経済の減速懸念や物価上昇、今後の金利動向など不確実性は高く予断を許さない状況にあります。

このような状況下、当社グループは「三井E&Sグループ 事業再生計画」（2019年5月に策定、2019年11月に一部見直し、以下、事業再生計画）に沿って、不採算事業の整理・撤退等を進め、祖業である船舶の建造事業からも事実上撤退する等、2022年度までに、子会社・不動産等、約20件、総額1,200億円超の事業・資産売却を断行してきました。懸案であったインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事についても、既に発電プラントの商業運転が開始されており、リスクは格段に縮小しています。残工事も運転に直接の影響がない一部のものに限られており、商業運転の操業の都合に合わせて粛々と進められている状況です。さらに、財務体質の健全化及び成長投資のための資本対策として、2022年3月31日には「第三者割当によるA種優先株式の発行、第三者割当による第1回行使価額修正条項付新株予約権の発行」によって、合計約170億円の資金調達を行うことを公表し、2022年6月30日に「A種優先株式」90億円の払込手続が完了した他、「第1回行使価額修正条項付新株予約権」は2023年3月末時点で約33%、約23億円が行使され、財務健全性も向上しております。当社グループはこれらの一連の施策を計画どおり全て実行し、この度、事業再生計画を完遂することができました。

一方で、当社を取り巻く事業環境が大きく変化していることを踏まえ、「2023年度中期経営計画」（以下、2023中計）を1年前倒しで2022年度からスタートすることを2022年5月13日に公表し、その成長戦略の一環として、中核事業である船用推進エンジン事業における開発・生産・アフターサービスの強化を目的に、2022年9月27日付で、「株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業の承継に関する株式譲渡契約」を締結し、2023年4月に「株式会社三井E&S DU」が発足しました。また、岡山県の当社グループ玉野工場敷地内で、船用エンジンの次世代燃料対応に向けた生産設備の増強工事にも着手しております。（2022年11月9日公表）

さらに、当社は、今後の成長と収益力向上のため、事業と経営との距離を縮め、一体となることで戦略の立案・実行スピードを上げることを目的に、2023年4月1日付で、株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併し、商号を「株式会社三井E&S」に変更いたしました。また、2023年6月開催予定の定時株主総会で承認されることを条件として、当社は2023年6月定時株主総会后に監査等委員会設置会社へ移行する予定です。（2023年1月26日公表）

当社グループでは、2023中計に掲げた成長戦略の遂行に向けた土台固めと、更なる成長戦略の実行・加速により、新生三井E&Sグループの企業価値向上に取り組んでまいります。

## 連結業績ハイライト

売上高

2,623億円

営業利益

94億円

経常利益

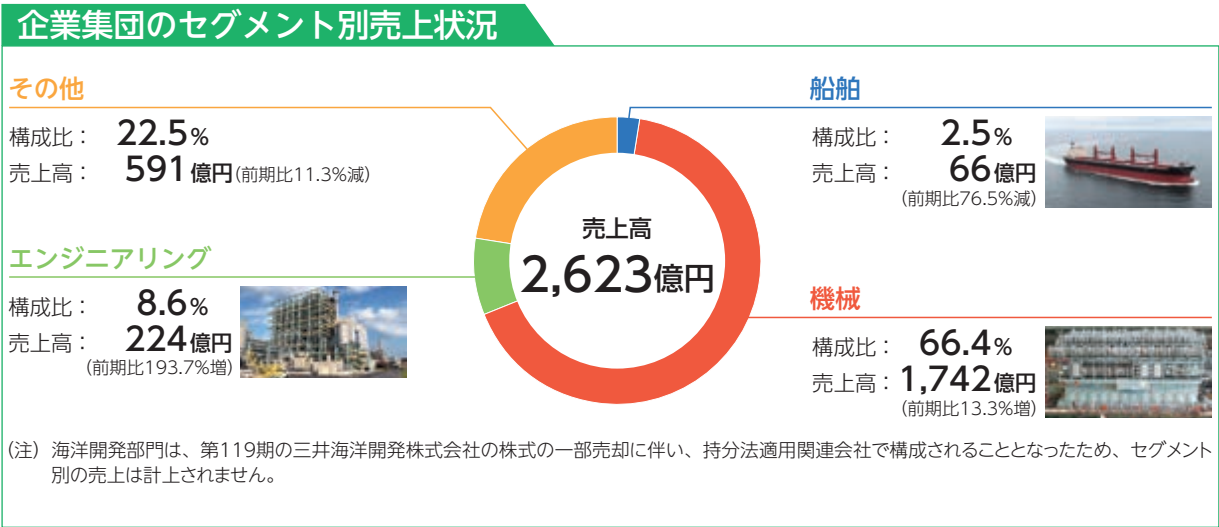
125億円

親会社株主に帰属する  
当期純利益

156億円

当期の連結受注高は、前期と比べて1,887億円減少の3,224億円となりました。売上高は、海洋開発部門の三井海洋開発株式会社を連結の範囲から除外したことにより、前期と比べて3,171億円減少の2,623億円となりました。営業利益は、エンジニアリング部門においてインドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事の進捗による損益改善などにより、94億円（前期は100億円の営業損失）となりました。経常利益は、営業利益の計上及び為替差益や持分法投資利益の計上などにより125億円（前期は257億円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は、156億円（前期は218億円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

報告セグメントの状況は次のとおりです。



## 機械部門



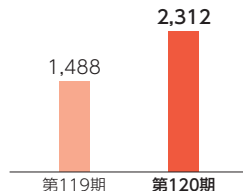
### 2022年度の取り組み

- 大型船用ディーゼル機関 136基（283万馬力）を生産
- 株式会社IHI原動機の船用大型エンジン及びその付随事業を譲受
- 船用大型エンジンの次世代燃料対応に向けた生産設備の増強工事に着手
- 世界初の「ゼロ・エミッション・トランスターナ®」の実証実験に成功

連結の受注高は、各事業において新型コロナウイルス感染症拡大に伴う投資抑制が解消されつつあることに加え、船用ディーゼル機関の前期からの期ずれ受注の影響などにより、前期と比べて824億円増加の2,312億円となりました。売上高は、船用ディーゼル機関の環境規制対応やコンテナクレーン工事の進捗などにより、前期と比べて205億円増加の1,742億円となり、営業利益は、売上高が順調に推移したことなどにより、前期と比べて2億円増加の84億円となりました。

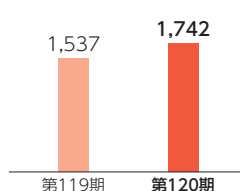
#### 受注高

(単位：億円)



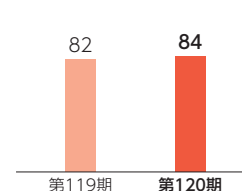
#### 売上高

(単位：億円)



#### 営業利益

(単位：億円)



### TOPICS 船用大型エンジンの新会社「株式会社三井E&S DU」が発足

当社は、株式会社IHI原動機の大型エンジン及びその付随製品等に関する事業を承継した新会社の全株式を2023年4月1日付で取得完了し、「株式会社三井E&S DU」として営業を開始しました。

同社の船用大型エンジンは、「DUブランド」として、国内外の多くのお客様や地域の方々にも親しまれています。商号の「DU」には、これまでのご愛顧に対する感謝と、今後の発展に対する期待と決意を込めています。



三井E&S DU社 6 X62DF 外観

## TOPICS 船用大型エンジンの次世代燃料対応に向けた生産設備の増強工事に着手

当社は、2023中計に掲げた船用推進事業のグリーン戦略における成長投資の一環として、次世代燃料対応エンジンの安定的な供給体制の整備を進めております。具体的には、岡山県にある玉野工場において二元燃料エンジン試験運転用の設備増強工事に着手しました。

次世代燃料対応エンジンは、今後、市場における需要の増加が予想されるため、LNGやメタノール焼きエンジンに対応した燃料供給設備及び、専用の試験運転台を増強し、生産能力を拡大します。これにより、海運における低炭素化及び脱炭素化にむけた社会貢献を果たしてまいります。



LNG燃料供給設備



試験運転台上に搭載された船用大型エンジン

## TOPICS 世界初、燃料電池を動力源としたラバータイヤ式門型クレーンの開発と実証試験に成功

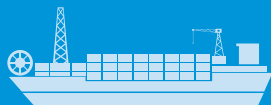
当社は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の助成事業により、水素駆動のラバータイヤ式門型クレーン（RTGC、商品名ゼロ・エミッション・トランスターナ<sup>®</sup>）の開発に成功しました。RTGC上に、燃料電池と高圧水素ガスタンクを収めた電源パッケージを搭載し、二酸化炭素を排出しない動力源によって、従来と変わらない機動性や荷役能率が実現できるようになります。

大分工場内において、自社所有RTGCでの実証試験により有効性を既に確認しており、2024年度より、米国ロサンゼルス港において実荷役環境下での使用を開始する計画です。ゼロ・エミッション・トランスターナ<sup>®</sup>をはじめとする、環境対策荷役機器の提供により港湾における低炭素化及び脱炭素化にむけた社会貢献を果たしてまいります。



実証試験に成功したFC/パワーバック搭載のRTGC

## 海洋開発部門



### 2022年度の取り組み

- 比較的収益率の高い建造工事の進捗、追加工事代金の回収などにより4期ぶりに黒字を確保
- ブラジル沖合プレソルト層メロ鉱区向け、メキシコ沖合Area1鉱区向けのFPSO 2隻がチャーターサービス提供を開始
- 南米ガイアナ・Uaru プロジェクト向け FPSO の基本設計業務を受注（2023年5月に正式受注）

持分法による投資利益は、当社の持分法適用関連会社である三井海洋開発株式会社及びその関係会社において、前期から続く新型コロナウイルス感染症の感染拡大による建造工事の収益率低下の影響が当期にも及んでいることや、ブラジルで操業するFPSO（浮体式海洋石油・ガス生産貯蔵積出設備）等への追加的な修繕費用等の発生による利益の押し下げ要因があったものの、比較的収益率の高い建造工事の進捗及びチャーター事業の収益の積み上げなどにより、23億円となりました。

### TOPICS ブラジル沖合プレソルト層メロ鉱区向けFPSOがチャーターサービス提供を開始

当社の持分法適用関連会社である三井海洋開発株式会社がブラジルの国営石油開発会社であるペトロbras社率いるLibra（リブラ）コンソーシアムより受注し、建造を進めておりましたブラジル沖合プレソルト層メロ鉱区向けFPSOが、2022年5月より原油・ガスの生産を開始しました。

本FPSOは、三井海洋開発株式会社が手掛けるブラジルの海洋石油・ガス開発プロジェクト向け浮体式生産設備としては14基目、同国のプレソルト層深海鉱区開発プロジェクト向けFPSOとしては7基目となります。現在、三井海洋開発株式会社他3社が出資するSPC（特別目的会社）が保有し、計22年間にわたるチャーターサービス（リース及び運転・保守点検等のオペレーション）を提供しています。



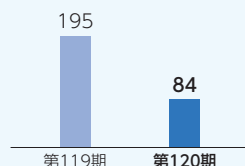
操業中のFPSO Guanabara MV31

## 船舶部門



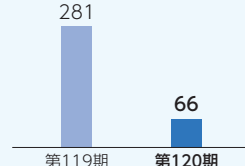
### 受注高

(単位：億円)



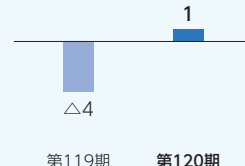
### 売上高

(単位：億円)



### 営業損益

(単位：億円)



船舶セグメントを構成する三井E&S造船株式会社及びその子会社2社は、持分の減少に伴い、第3四半期より連結の範囲から除外したため、受注高、売上高、営業損益の認識は連結子会社であった第2四半期までとなります。

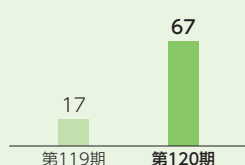
連結の受注高及び売上高は、前期に艦艇事業を譲渡した影響などにより、それぞれ、前期と比べて111億円減少の84億円、215億円減少の66億円となりました。営業損益は、前期の4億円の損失から1億円の利益となりました。

## エンジニアリング部門



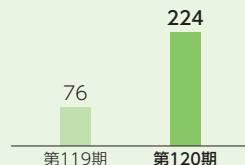
### 受注高

(単位：億円)



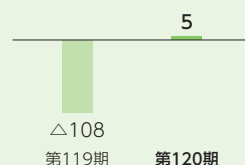
### 売上高

(単位：億円)



### 営業損益

(単位：億円)



インドネシア共和国向け火力発電所土木建築工事については、残工事を除き、顧客への引き渡しが完了し、顧客による発電プラントの商業運転が開始されています。残工事は商業運転に直接の影響がない一部のものに限られ、顧客による商業運転の操業の都合に合わせて粛々と進められている状況であり、関係各社との費用精算や為替予約の締結等により未確定費用の確定を進めた結果、不確実性は解消されたと判断出来る状況となりました。本工事完了後は、同事業から撤退し、そのリソースを当社グループの成長の見込める事業に再配置いたします。

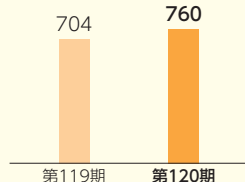
上記の結果、連結の売上高は前期と比べて148億円増加の224億円となり、営業損益は前期と比べて114億円改善し、5億円の利益となりました。

## その他部門



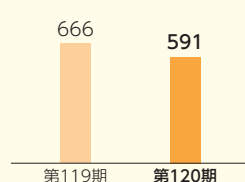
### 受注高

(単位：億円)



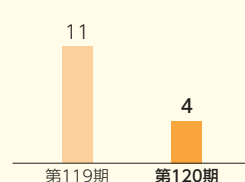
### 売上高

(単位：億円)



### 営業利益

(単位：億円)



連結の受注高は、ガスエンジニアリングプロジェクトの増加などにより、前期と比べて56億円増加の760億円に、売上高は、子会社等の譲渡などにより、前期と比べて75億円減少の591億円となりました。営業利益は、新型コロナウイルス感染症対策に伴う中国でのロックダウンやウクライナ情勢等による原材料価格高騰の影響を受けたことなどにより、前期と比べて8億円減少の4億円となりました。

## ▶ 企業集団のセグメント別情報

(単位 百万円)

| 区 分             |   | 受注高     | 売上高     | 受注残高    |
|-----------------|---|---------|---------|---------|
| 船               | 船 | 8,439   | 6,598   | －       |
| 海 洋 開 発         | 発 | －       | －       | －       |
| 機               | 械 | 231,210 | 174,211 | 149,191 |
| エ ン ジ ニ ア リ ン グ |   | 6,669   | 22,406  | 6,411   |
| そ の 他           |   | 76,031  | 59,084  | 156,215 |
| 計               |   | 322,351 | 262,301 | 311,817 |

- (注) 1. 船舶部門は、連結子会社であった三井E&S造船株式会社の株式の一部売却に伴い、同部門を構成する同社及び同社の連結子会社を持分法適用関連会社に変更したことから受注残高は記載しておりません。
2. 海洋開発部門は、第119期の三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、持分法適用関連会社で構成されることとなったため受注高・売上高・受注残高は記載しておりません。

## (2) 設備投資の状況

当社グループの設備投資額は74億円であり、その主な内容は、船用ディーゼル機関製造用設備（多面加工機、試運転時のLPG供給設備）、船用ディーゼル機関部品製造設備新工場建設などであります。

## (3) 資金調達の状況

当社グループは、短期借入金404億円、長期借入金17億円などの調達を行い、短期借入金及び長期借入金の約定弁済、社債の償還、運転資金等に充当しております。

また、2022年6月30日を払込期日として、第三者割当によるA種優先株式の発行（18百万株・払込金額1株につき500円）により90億円並びに第1回行使価額修正条項付新株予約権（200,000個）の発行及び当連結会計年度末までに66,384個が権利行使されたことにより23億円の資金調達を行いました。なお、第1回行使価額修正条項付新株予約権の詳細につきましては、「会社の新株予約権等に関する事項 2. その他新株予約権等に関する重要な状況」をご参照ください。

#### (4) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社三井住友銀行   | 56,460百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 40,385    |
| 株式会社みずほ銀行    | 6,000     |
| 株式会社日本政策投資銀行 | 6,000     |

#### (5) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                            | 第117期<br>(2019年度) | 第118期<br>(2020年度) | 第119期<br>(2021年度) | 第120期<br>(2022年度) |
|------------------------------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 受 注 高 (百万円)                                    | 996,848           | 576,668           | 511,089           | <b>322,351</b>    |
| 売 上 高 (百万円)                                    | 786,477           | 644,686           | 579,363           | <b>262,301</b>    |
| 営業利益又は営業損失 (△) (百万円)                           | △62,079           | △12,243           | △10,029           | <b>9,376</b>      |
| 経常利益又は経常損失 (△) (百万円)                           | △60,457           | △8,223            | △25,742           | <b>12,532</b>     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益<br>又は親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円) | △86,210           | 134               | △21,825           | <b>15,554</b>     |
| 1株当たり当期純利益<br>又は1株当たり当期純損失 (△) (円)             | △1,066.47         | 1.67              | △269.94           | <b>177.47</b>     |
| 総 資 産 (百万円)                                    | 840,380           | 759,029           | 409,150           | <b>439,959</b>    |
| 純 資 産 (百万円)                                    | 105,355           | 88,480            | 62,949            | <b>110,686</b>    |
| 1株当たり純資産 (円)                                   | 796.36            | 793.54            | 706.06            | <b>1,215.91</b>   |

- (注) 1. 第119期の期首より、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第119期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。
2. 三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を第119期の第3四半期までは連結子会社として、第4四半期以降は持分法適用関連会社として取り扱っております。
3. 第119期において、三井海洋開発株式会社は国際財務報告基準 (I F R S) を適用しており、第118期につきましても I F R S に準拠した同社数値に基づき記載しております。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、エンジニアリング事業の海外大型E P C（設計・調達・建設）プロジェクトの損失によって毀損した財務基盤を回復するため、「三井E&Sグループ 事業再生計画」を推進し、計画を完遂することができました。そして、事業と経営との距離を縮め、一体となることで戦略の立案・実行スピードを上げることを目的に、2023年4月1日に純粋持株会社体制を解消し、当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併するとともに、商号を「株式会社三井E&S」に変更しました。更に、今後の成長戦略推進及び経営効率化による三井E&Sグループの企業価値の持続的向上を図るために、以下を目的として監査等委員会設置会社へ移行することとしました。

①組織集約・再編に沿ったコンパクトな経営体制への移行を図る。

②事業戦略及びリスクのある案件に関し、より深い議論を行う環境を整える。

一方で、当社を取り巻く事業環境が大きく変化していることから、2023中計を1年前倒しで2022年度よりスタートさせ、企業価値の向上に取り組んでおります。具体的には以下のとおりです。

### (財務体質及び収益体質の強化)

事業再生計画に基づく、事業や資産売却の実行に加え、財務体質の健全化及び成長資金確保のため、昨年、資本対策を実施いたしました。2023中計では、「事業再生計画の仕上げ」、「成長戦略」、「機能戦略」を基本方針とした戦略を掲げ、成長戦略による売上規模拡大と収益安定化を図り、財務体質の更なる改善に努めます。

### (成長戦略の推進)

2023中計では、「マリン領域を軸に、当社グループの中核事業である船用推進事業、港湾物流事業を『グリーン』と『デジタル』の切り口で発展させる」ことを成長戦略の柱としております。具体的な施策は次のとおりです。

#### 1. 中核事業の強化

中核事業を「船用推進」「港湾物流」と明確にし、中核事業を軸に収益力強化を進めてまいります。この一環として、株式会社IHI原動機の船用大型エンジン事業を譲り受け、2023年4月に「株式会社三井E&S DU」が発足しました。中核事業である「船用推進」の、船用大型エンジンの開発・生産・アフターサービス強化を進めてまいります。

## 2. 収益モデルの変革

中核事業である「船用推進」「港湾物流」の各事業を、「グリーン戦略」と「デジタル戦略」により、さらなる強化を進めてまいります。

グリーン戦略では、当社環境対応製品のエンジニアリングに注力し、新燃料エンジン、ゼロエミッション型港湾クレーンなど脱炭素関連製品の開発・提供を進めてまいります。また、デジタル戦略では、当社サービス網とデジタル技術の掛け合わせにより、海上輸送と港湾荷役の連携など強みを持つ分野で、デジタル技術を活用した高度予防保全・遠隔保守サービスなどを開発・提供してまいります。

### (サステナビリティ課題の取り組み)

気候変動や人口縮小社会の到来は、当社事業にも重要な経営課題と認識し、当社事業へのリスクと機会を踏まえ、戦略マテリアリティを、「脱炭素社会の実現」と「人口縮小社会の課題解決」と設定いたしました。この戦略マテリアリティに向け、中長期の目標を掲げ、取り組みを推進してまいります。

## (7) 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

| 会社名                                           | 資本金         | 当社の<br>議決権比率 | 主要な事業内容                               |
|-----------------------------------------------|-------------|--------------|---------------------------------------|
| 株式会社三井E&Sマシナリー                                | 100 百 万 円   | 100.0        | 船用ディーゼル機関、各種産業機械、運搬機の製作、据付、アフターサービスなど |
| 株式会社三井E&Sエンジニアリング                             | 100 百 万 円   | 100.0        | プラントなどの設計、調達、エンジニアリング、建設・据付、修理・保守業務など |
| 株式会社加地テック                                     | 1,440 百 万 円 | 51.3         | ガス圧縮機、空気圧縮機、関連周辺機器などの製造販売             |
| Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S | 170 百万DKK   | 100.0        | 陸上用ディーゼル発電プラントの建設、操業及び保守点検            |
| 三井E&Sシステム技研株式会社                               | 720 百 万 円   | 100.0        | システムの開発、販売                            |

(注) 1. DKK…デンマーククローネ

- 当社の100%子会社であるMesco Denmark A/Sが、持株会社としてBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sの議決権を100%保有しております。
- 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社を含む計47社であり、持分法適用関連会社は71社であります。
- 三井E&S造船株式会社は、株式の一部売却に伴い連結の範囲から除外しております。
- 株式会社三井E&Sマシナリーは、2023年3月1日付で資本金を2,020百万円から100百万円へ減資しております。
- 2023年4月1日付で当社を吸収合併存続会社、株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社三井E&Sへ商号変更しております。
- 議決権比率は小数第2位以下を切捨てて表示しております。

**(8) 主要拠点等** (2023年3月31日現在)

**① 当社**

| 会社名               | 住 所    |
|-------------------|--------|
| 株式会社三井E&Sホールディングス | 東京都中央区 |

**② 子会社**

| 会社名                                           | 住 所                               |
|-----------------------------------------------|-----------------------------------|
| 株式会社三井E&Sマシナリー                                | (本社) 東京都中央区<br>(工場) 岡山県玉野市、大分県大分市 |
| 株式会社三井E&Sエンジニアリング                             | (本社) 東京都中央区                       |
| 株式会社加地テック                                     | (本社) 大阪府堺市                        |
| Burmeister & Wain Scandinavian Contractor A/S | (本社) デンマーク国                       |
| 三井E&Sシステム技研株式会社                               | (本社) 千葉県千葉市                       |

(注) 1. 2023年4月1日付で当社を吸収合併存続会社、株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行い、同日付で株式会社三井E&Sへ商号変更しております。  
2. 三井E&S造船株式会社は、株式の一部売却に伴い、連結の範囲から除外しております。

## (9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

| 部 門 |   |   |       | 従業員数  |
|-----|---|---|-------|-------|
| 船   |   | 舶 |       | 一名    |
| 海   | 洋 | 開 | 発     | －     |
| 機   |   | 械 |       | 2,958 |
| エ   | ン | ジ | ニ     | ア     |
| リ   | ン | グ |       | 15    |
| そ   |   | の | 他     | 2,734 |
| 全   | 社 | ( | 共 通 ) | 40    |
| 合 計 |   |   |       | 5,747 |

- (注) 1. 従業員数には、当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。
2. 船舶部門は、前事業年度末に比べて478名減少していますが、その主な要因は連結子会社であった三井E&S造船株式会社の株式の一部売却に伴い、同社及び同社の連結子会社を持分法適用関連会社に変更し、連結の範囲から除外したことによるものです。
3. 海洋開発部門は、第119期の三井海洋開発株式会社の株式の一部売却に伴い、持分法適用関連会社で構成されることとなったため従業員数は記載していません。
4. その他部門は、前事業年度末に比べて388名減少していますが、その主な要因は連結子会社であった株式会社MESファシリティーズ（2022年4月1日付で株式会社NHファシリティーズへ商号変更）の株式売却に伴い、連結の範囲から除外したことによるものです。

### ② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前年度比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 40名  | 3名増加   | 47.3歳 | 20.6年  |

(注) 従業員数には、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含んでおります。

## (10) 事業の譲渡、合併等企業再編行為等

- イ. 当社は、2022年4月1日付で、当社100%出資の子会社である株式会社MESファシリティーズに、当社が有している自動車教習所運営事業に関する権利義務を吸収分割の方法により承継させた上で、同社の全株式を日本ハウズイング株式会社に譲渡しました。
- ロ. 当社は、2022年10月3日付で、当社が保有する三井E&S造船株式会社の株式の17%を常石造船株式会社に追加譲渡しました。
- ハ. 当社は、2022年9月27日付で、株式会社IHI及び株式会社IHI原動機（株式会社IHI100%出資の子会社、以下、IPS）との間で、IPSの船用大型エンジン及びその付随製品等に関する事業の譲受について株式譲渡契約を締結し、2023年4月1日付で、同事業を承継した新会社の全株式を取得し、社名を「株式会社三井E&S DU」としました。
- 二. 当社は、2023年4月1日付で純粋持株会社体制を解消し、当社100%出資の子会社である株式会社三井E&Sマシナリー及び株式会社三井E&Sビジネスサービスを吸収合併しました。  
また、当社は、同日付で、商号を「株式会社三井E&S」に変更しました。

## 2 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 — 150,000,000株  
 普通株式 150,000,000株  
 A種優先株式 18,000,000株

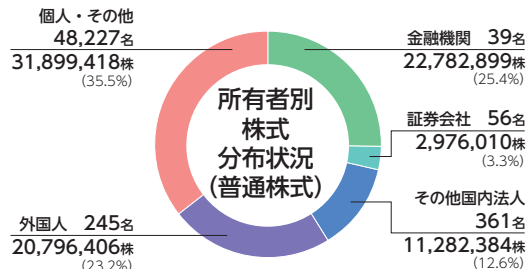
② 発行済株式の総数 — 普通株式 89,737,117株  
 A種優先株式 18,000,000株  
 (資本金の額 3,829,616,968円)

③ 株 主 数 — 普通株式 48,928名  
 A種優先株式 1名

### ④ 大 株 主 (上位10名)

#### 1) 普通株式

| 株 主 名                                                                       | 持 株 数     | 持 株 比 率 |
|-----------------------------------------------------------------------------|-----------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                                                    | 11,619 千株 | 13.27 % |
| 今治造船株式会社                                                                    | 3,864     | 4.41    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                                                         | 3,306     | 3.77    |
| BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)  | 2,986     | 3.41    |
| 三井物産株式会社                                                                    | 2,550     | 2.91    |
| NORTHERN TRUST GLOBAL SERVICES SE, LUXEMBOURG RE CLIENTS NON-TREATY ACCOUNT | 2,386     | 2.72    |
| 株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行退職給付信託口)                                             | 2,331     | 2.66    |
| 大竹利明                                                                        | 2,270     | 2.59    |
| 大樹生命保険株式会社                                                                  | 1,600     | 1.82    |
| CITIBANK HONG KONG PBG CLIENTS H.K.                                         | 1,448     | 1.65    |



(注) 1. 当社は、2,227,086株の自己株式を所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。なお、自己株式には、株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に当社が所有していない株式400株を含んでおります。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（三井住友信託銀行退職給付信託口）の保有する当社株式は、三井住友信託銀行株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であります。

## 2) A種優先株式

| 株 主 名                      | 持 株 数     | 持 株 比 率  |
|----------------------------|-----------|----------|
| S M B C C P 投資事業有限責任組合 1 号 | 18,000 千株 | 100.00 % |

(注) A種優先株式は優先株式であり、議決権はありません。

## 5 その他株式に関する重要な事項

- イ. 2022年6月28日開催の第119回定時株主総会において、S M B C C P 投資事業有限責任組合 1 号に対して、第三者割当により A 種優先株式を発行することが承認され、2022年6月30日に払込みが完了しております。
- ロ. 2022年4月18日に発行した第 1 回行使価額修正条項付新株予約権が行使されたことにより、発行済株式の総数が6,638,400株増加しております。

### 3 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

| 地 位                | 担 当                                          | 氏 名     | 重要な兼職の状況                       |
|--------------------|----------------------------------------------|---------|--------------------------------|
| 取 締 役<br>会 長       |                                              | 岡 良 一   | －                              |
| 代 表 取 締 役<br>社 長   | (CEO、CCO、全般統括、成長事業推進室及び監査法務部担当)              | 高 橋 岳 之 | －                              |
| 代 表 取 締 役<br>副 社 長 | (社長補佐、CSO、CISO、エンジニアリング事業管理室、経営企画部及び人事総務部担当) | 松 村 竹 実 | －                              |
| 代 表 取 締 役<br>副 社 長 | (社長補佐、CFO、財務経理部及びIR室担当)                      | 松 原 圭 吾 | －                              |
| 取 締 役              |                                              | 田 中 稔 一 | 三井化学株式会社名誉顧問                   |
| 取 締 役              |                                              | 芳 賀 義 雄 | －                              |
| 取 締 役              |                                              | 永 田 晴 之 | 室町殖産株式会社代表取締役<br>室町建物株式会社代表取締役 |
| 常 勤 監 査 役          |                                              | 塩 見 裕 一 | －                              |
| 常 勤 監 査 役          |                                              | 田 口 昭 一 | －                              |
| 監 査 役              |                                              | 田 中 浩 一 | 株式会社ホンダトレーディング<br>社 外 監 査 役    |
| 監 査 役              |                                              | 上 野 誠 一 | －                              |

- (注) 1. CEO：最高経営責任者（Chief Executive Officer）  
2. CCO：コンプライアンスに関する統括責任者（Chief Compliance Officer）  
3. CSO：戦略統括責任者（Chief Strategy Officer）  
4. CISO：情報セキュリティ統括責任者（Chief Information Security Officer）  
5. CFO：財務統括責任者（Chief Financial Officer）  
6. 取締役田中稔一、取締役芳賀義雄及び取締役永田晴之は、社外取締役であります。  
7. 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、社外監査役であります。  
8. 当社は、取締役田中稔一、取締役芳賀義雄及び取締役永田晴之並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
9. 当事業年度中及び当事業年度終了後における取締役及び監査役の重要な兼職の異動は次のとおりです。

| 氏名    | 兼職先の名称     | 兼職の内容 | 摘要           |
|-------|------------|-------|--------------|
| 岡 良 一 | 三井海洋開発株式会社 | 社外取締役 | 2022年4月1日就任  |
| 岡 良 一 | 三井海洋開発株式会社 | 社外取締役 | 2023年3月28日退任 |

10. 監査役塩見裕一は、当社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
11. 監査役田中浩一は、三井物産株式会社にて、長年、財務・経理業務に携わり財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。

12. 取締役田中稔一、取締役芳賀義雄及び取締役永田晴之並びに監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、各々当社と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金1,000万円と法令に定める最低責任限度額とのいずれが高い額となります。
13. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が負担することとなる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

<ご参考>

・取締役及び執行役員の担当（2023年4月1日現在）

| 地 位                | 担 当                            | 氏 名     |
|--------------------|--------------------------------|---------|
| 代 表 取 締 役<br>社 長   | (CEO、CCO、全般統括、事業部門及び監査法務部担当)   | 高 橋 岳 之 |
| 代 表 取 締 役<br>副 社 長 | (社長補佐、CFO、CIO、コーポレート部門及び調達部担当) | 松 村 竹 実 |
| 取 締 役              |                                | 松 原 圭 吾 |
| 取 締 役              |                                | 岡 良 一   |
| 取 締 役              |                                | 田 中 稔 一 |
| 取 締 役              |                                | 芳 賀 義 雄 |
| 取 締 役              |                                | 永 田 晴 之 |
| 執 行 役 員            | (成長事業推進事業部長)                   | 田 中 一 郎 |
| 執 行 役 員            | (CISO、経営企画部長)                  | 藤 原 雅 貴 |
| 執 行 役 員            | (財務部長)                         | 渡 邊 耕 一 |
| 執 行 役 員            | (人事総務部長)                       | 川 崎 雅 晴 |
| 執 行 役 員            | (監査法務部長)                       | 千 本 りつ子 |
| 執 行 役 員            | (物流システム事業部長兼大分事業所長)            | 赤 枝 昭 彦 |
| 執 行 役 員            | (船用推進システム事業部長)                 | 咲 本 裕 介 |
| 執 行 役 員            | (船用推進システム事業部玉野工場長兼玉野事業所長)      | 飯 塚 岳 史 |
| 執 行 役 員            | (調達部長)                         | 山 下 輝 之 |

(注) 1. 事業部門：成長事業推進事業部、船用推進システム事業部、物流システム事業部  
2. CIO：情報統括責任者（Chief Information Officer）  
3. コーポレート部門：経営企画部、経理部、財務部、人事総務部  
4. 取締役田中稔一、取締役芳賀義雄及び取締役永田晴之は、社外取締役であります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等に関する事項

### イ. 当社の役員等の報酬等の額の決定に関する方針

当社は、2021年3月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議し、その後報酬に係る取締役会の機能の独立性・客観性及び説明責任を強化するため、報酬諮問委員会（社長の諮問機関）に代わるものとして、2022年4月1日付にて任意の報酬委員会（取締役会の諮問機関）を設置しました。同委員会は、独立社外取締役2名、及び代表取締役社長の3名で構成され、独立社外取締役を委員長としております。同委員会の設置に伴い、2022年5月26日開催の取締役会決議により決定方針の内容を一部改定しております。

なお、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### 1. 基本方針

当社取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての月例報酬及び業績連動報酬（株価連動報酬・利益連動報酬）により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職責に鑑み、月例報酬のみを支払う。

#### 2. 月例報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社取締役の月例報酬は、固定報酬とし、役位に応じて他社水準・当社の業績及び従業員給与の水準を考慮し、総合的に勘案して決定された基準月俸を毎月支給する。

#### 3. 業績連動報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため、以下の2項目とする。

##### ・ 株価連動報酬

株価を反映した現金報酬とし、基準月俸2ヶ月分の報酬基礎額を在任期間中毎年積み立てる。退任後1年を経過した年に支給を開始し、年1回一定の時期に在任期間と同期間支給する。支給額は、支給年に対応する在任年6月最終営業日の株価により支給年6月最終営業日の株価を除いた値を、対応する在任年の報酬基礎額に乗じた額とする。

##### ・ 利益連動報酬

業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結投下資本利益率（ROIC）に応じて算出された額を、毎年一定の時期に支給する。算出根拠となる連結ROICの値は、報酬委員会の答申を踏まえ取締役会に報告する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針  
月例報酬、株価連動報酬、利益連動報酬の割合については、役位によらず一定の構成とする。月例報酬と株価連動報酬の報酬基礎額の合計に対し、利益連動報酬は、その0%から50%の間で変動する。代表取締役社長は報酬委員会の答申内容を尊重し、取締役の個人別の報酬等の内容を決定する。
5. 代表取締役社長への委任  
個人別の報酬額は、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の月例報酬の額とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬委員会の答申を経るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定しなければならない。
6. 上記の他報酬等の決定に関する事項  
当社の取締役の報酬決定にあたっては、任意の報酬委員会を設置している。同委員会は、独立社外取締役2名及び代表取締役社長の計3名で構成され、独立社外取締役を委員長としている。

□. 取締役及び監査役の報酬等の額  
当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分                | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額 (百万円) |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------|-----------------|------------------|----------|-----------------------|
|                    |                 | 固定報酬             | 利益連動報酬   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 136<br>(26)     | 136<br>(26)      | －<br>(－) | 7名<br>(3)             |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 67<br>(19)      | 67<br>(19)       | －<br>(－) | 4名<br>(2)             |
| 合 計                | 203             | 203              | －        | 11名                   |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 2010年6月25日開催の第107回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額630百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額90百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は16名、監査役の員数は4名です。
3. 在任中の取締役に対する株価連動報酬については、本事業報告作成時点において支給額が判明しないため、上記の報酬等の額に含めておりません。  
なお、株価連動報酬の対象として社外取締役は含まれておりません。
4. 取締役会は、代表取締役社長 高橋 岳之 に対し各取締役の月例報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の状況等を勘案しつつ各取締役の業績について評価を行うには代表取締役社長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に報酬委員会がその妥当性について確認しております。
5. 上記のほか、退任された取締役6名に対して、在任時の株価連動報酬額6百万円を支給しております。

ハ. 利益連動報酬に関する事項

利益連動報酬にかかる業績指標は、当社の経営戦略に即した基準である連結投下資本利益率（ROIC）とし、経営効率を高め、また報酬と業績の連動性を高めることを目的としております。また、ROICの実績は4.5%でありました。

③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役永田晴之は、室町殖産株式会社及び室町建物株式会社の代表取締役であります。当社は、室町殖産株式会社及び室町建物株式会社との間には特別な関係はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・監査役田中浩一は、株式会社ホンダトレーディングの社外監査役であります。当社は、株式会社ホンダトレーディングとの間には特別な関係はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

（イ）社外取締役

| 氏 名     | 取締役会<br>出席状況      | 取締役会における発言状況及び<br>期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                                                                |
|---------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 中 稔 一 | 19回中19回<br>(100%) | 出席した取締役会においては、大手総合化学会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬委員会委員長及び指名委員会委員長を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。 |
| 芳 賀 義 雄 | 19回中19回<br>(100%) | 出席した取締役会においては、大手製紙会社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。また、任意の報酬委員会委員及び指名委員会委員を務め、当社取締役の報酬決定や当社役員等の指名のプロセスに対する監視・監督を行っております。     |
| 永 田 晴 之 | 14回中14回<br>(100%) | 出席した取締役会においては、大手金融機関グループにおいて財務、リスク管理、内部監査等の業務に携わった経験、及び経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べるなど、当社グループの経営全般についての助言並びに独立した立場からの経営の監視・監督の役割を果たしております。                                       |

(注) 1. 当社は、2022年4月1日付で、社長の諮問機関である任意の報酬諮問委員会及び人事諮問委員会に代わり、取締役会の諮問機関である任意の報酬委員会及び指名委員会を設置しております。取締役田中稔一は、報酬委員会及び指名委員会の委員長を、取締役芳賀義雄は、両委員会の委員をそれぞれ務めております。

2. 取締役永田晴之は、2022年6月28日開催の第119回定時株主総会において選任されており、上記は当該総会後に開催された取締役会（14回開催）について記載しております。

(□) 社外監査役

| 氏 名     | 出席状況              |                   | 取締役会及び監査役会における発言状況                                                                |
|---------|-------------------|-------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
|         | 取締役会              | 監査役会              |                                                                                   |
| 田 中 浩 一 | 19回中19回<br>(100%) | 13回中13回<br>(100%) | 出席した取締役会及び監査役会においては、主に総合商社の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。 |
| 上 野 誠 一 | 19回中19回<br>(100%) | 13回中13回<br>(100%) | 出席した取締役会及び監査役会においては、主に金融機関の経営者としての経験に基づく事業活動及び経営全般に関する豊富な見識を活かし、適宜質問し、意見を述べております。 |

## 4 会計監査人の状況

### ① 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

### ② 報酬等の額

| 区 分                                 | 支払額    |
|-------------------------------------|--------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 92百万円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 142百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、株式会社加地テック及びBurmeister & Wain Scandinavian Contractor A/Sは当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### ③ 会計監査人の報酬等の額の同意について

監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などについて検証した結果、これらが適切であると判断し会計監査人の報酬等の額について同意しました。

### ④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### ⑤ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が適正に監査を遂行することが困難であると認められる場合等、その必要があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告します。

## 5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月10日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、それ以降、内部統制システムのさらなる充実を図るため、適宜基本方針の見直しを行っております。直近では2022年3月31日開催の取締役会において以下のとおり見直し、決議しました。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) 会社の業務執行が全体として適正かつ健全に行われることを確保するため、取締役会はコーポレート・ガバナンスを一層強化し、当社及び子会社から成る企業集団としての有効なリスク管理体制、実効性のある内部統制システム及びコンプライアンス体制をより強固にする。
- 2) 取締役会の監督機能を強化するため、独立した立場である社外取締役を選任する。
- 3) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性の確保を図る。
- 4) 監査役並びに監査役会が行うリスク管理体制、内部統制システム及びコンプライアンス体制の有効性等に関する監査報告に基づき、問題の早期発見とその是正を図る。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 1) 各経営会議体の運営に関する社内規程に基づき、各経営会議体の事務局は経営の意思決定及び業務執行に係る記録（電磁的記録を含む）を作成し、これを適切に保存、管理する。
- 2) 取締役及び監査役は、これらをいつでも閲覧することができる。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを推進する。
- 2) 事業継続や安全・人命確保に重大な影響を与える事態、企業の存続に重大な脅威となる緊急事態など、不測の事態が発生した場合には、代表取締役又は対象事案の担当取締役を委員長とする「特別危機管理委員会」において迅速に対応を検討し、損失の拡大を最小限に止める。
- 3) 経営に対する影響が大きい事業運営上のリスク管理については、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき、関係部署によるリスクチェックを行う。主要な子会社においては「リスク管理検討会議」を設置し、個社で自主リスクチェックを行い、その結果も踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行う。
- 4) 業務執行部門のリスク管理状況については、独立性及び客観性を持つ内部監査部門の内部監査により有効性の検証、不備是正勧告などを行う。

#### **4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- 1) 定例取締役会並びに必要なに応じて随時開催する臨時取締役会のほか、取締役が職務の執行を適正かつ効率的に行うための基礎となる経営判断を迅速に行うため、経営会議等の経営会議体を組織し、それぞれの運営規程に定める機能に応じ経営の重要事項を審議し、意思決定を行う。
- 2) 取締役会で決定された業務分担により、取締役は責任と権限をもって担当部門において効率的に職務執行を行い、その執行状況について3カ月に1回以上、取締役会にて報告を行う。
- 3) 取締役会は、目標の明確な付与、採算確保の徹底を通じて市場競争力の強化を図るために当社グループの目標値を年度予算として策定させる。その執行状況について3カ月に1回、取締役が経営会議構成メンバー他関係者に報告を行うとともに取締役会構成メンバーに報告を行う。

#### **5 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- 1) コンプライアンス体制については、「グループコンプライアンス運営規程」に基づき、当社取締役の中より選任されたチーフコンプライアンスオフィサーを委員長とする「グループコンプライアンス委員会」を設置し、独占禁止法の遵守を含め監視、啓発活動を推進する。
- 2) 企業行動規程の遵守については、当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を推進し、周知徹底する。
- 3) 法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社監査法務部長及び社外弁護士が当社及び当社子会社並びにその取引先の全役職員等から相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設け、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を確保する。
- 4) コンプライアンス体制については、内部監査部門の内部監査により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 5) 財務報告に重要な影響を及ぼす可能性のある情報の信頼性を確保することに努め、財務情報他会社情報の開示については、会社情報の情報開示に関する社内規程に基づき適時・適正な開示を行う。

#### **6 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- 1) 企業集団における「企業理念」、「経営姿勢」及び「行動規程」を定め、これを基礎として各社において必要な体制を整える。
- 2) 経営管理については、子会社各社へ取締役及び監査役を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」他の社内規程に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行う。

- 3) 企業集団における財務報告に係る内部統制については、自己評価によるセルフチェックに加えて、内部監査部門の独立的評価により有効性を検証し、不備があれば是正する。
- 4) コンプライアンスについては、「グループコンプライアンス運営規程」を子会社の役職員にも適用し、各子会社の内部統制を所管する取締役又は執行役員が当社の「グループコンプライアンス委員会」の指導のもとに、各社の実情に応じたコンプライアンス体制を整備する。
- 5) 子会社の役職員も「ヘルプライン」の利用対象に含める。
- 6) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図る。

**7 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- 1) 監査役の職務を補助する組織として業務執行部門から独立した「監査役室」を設置し、常勤の使用人を置く。
- 2) 監査役室に所属する使用人は監査役の指示により監査役の職務の執行を補助する。

**8 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の前号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- 1) 監査役室に所属する常勤の使用人は、取締役の指揮・監督を受けない。
- 2) 監査役室に所属する常勤の使用人の人事に関しては、監査役と協議し決定する。

**9 監査役への報告に関する体制**

- 1) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制
  1. 経営会議体規程に基づき監査役は経営会議等に出席し、事務局は監査役に議事録を提出する。
  2. 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。
  3. 取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
  4. 監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- 2) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
  - ①子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

- ②子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告すべき事項については、報告事項及び報告要領を監査役会と協議のうえ定め、適時・適切に監査役会に報告する。
- ③監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者に対して報告を求めることができる。

**10 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

- 1) 公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、その実効性を図る。

**11 監査役 of 職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

- 1) 監査役会が要求した場合は、監査役 of 職務執行に支障の無い様、適切かつ迅速に費用又は債務の処理を行う。

**12 その他監査役 of 監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- 1) 代表取締役は、監査役と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換ほか、意思疎通を図る。
- 2) 取締役は、監査役が会計監査人、内部監査部門及び子会社監査役との連携を通して、実効的な監査が行えるよう協力する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システム構築の基本方針」に基づく体制の整備、運用を行い内部統制システムのさらなる充実を図るよう努めております。2022年度の運用状況に関する概要は以下のとおりです。

### ① 内部統制システム

- イ) 当社ではCEOの指示に従い全社的な「内部統制システム」を構築するために、経営企画部担当役員を委員長とする「トータルリスク・内部統制委員会」を設置しております。同委員会はリスク管理に特化した委員会であり、実効性のあるリスク管理の実践に努めております。

2022年度において同委員会を2回開催し、経営諸活動全般に係るリスクについて評価しております。同委員会での評価結果に基づき、個別のリスク対応策を実行しました。

なお、2023年度以降、委員会名称を「ESG統制委員会」に改めます。従前のリスク管理だけではなく、気候変動、人的資本、多様性といったサステナビリティ含めSDGsリスクについても同委員会で議論し、方針や対応策の検討を行ってまいります。

一方、「内部統制システム構築の基本方針」に係る関連法令への対応、財務報告に係る内部統制報告制度への対応などについては、同委員会に代わり経営企画部内に設置している内部統制室が、経営会議体及びCEOをはじめとする当社役員に適宜報告を行いました。

### ② リスク管理体制

- イ) 経営諸活動全般に係るすべてのリスクを網羅的に把握、評価し、優先すべき重要なリスクを期初に選定し、その重要なリスクについて適正な対応がなされているか、経営レベルで継続的に確認、管理するトータルリスクマネジメントを実践しております。

重要なリスクについて経営者により適正な対応がなされているか、「トータルリスク・内部統制委員会」にて定期的にモニタリングを行いました。

- ロ) 当社経営に対する影響が大きい事業運営上のリスクについて、「全社リスク管理・決裁規準」に基づき当社関係部署によるリスクチェックを行いました。主要な子会社においては、個社に設置した「リスク管理検討会議」にて個社で自主リスクチェックを行いました。特に当社決裁を要する案件に関しては、個社の自主リスクチェックの結果を踏まえて当社関係部署によるリスクチェックを行い、リスク管理を行いました。

- ハ) 業務執行部門のリスク管理状況について、独立性及び客観性を持つ内部監査部門が社内規程に基づき上記②ロ)の当社のリスクチェック実施状況を確認しました。また、この他にも年間の監査計画に基づきグループ会社について内部監査を実施しました。

### ③ コンプライアンス体制

- イ) 「グループコンプライアンス運営規程」に基づき2022年度において「グループコンプライアンス委員会」を2回開催し、当社及び子会社のコンプライアンス強化のため、グループ横断的な情報交換及び情報の周知を行いました。独占禁止法の遵守については、「グループコンプライアンス委員会」において、継続的に監視を徹底しております。
- ロ) 「企業行動規準」の遵守について、当社グループ新入社員に対するコンプライアンス研修を実施し、このほか、当社及び子会社の従業員に対するe-ラーニングによるコンプライアンス研修を実施するなど、継続的に当社及び子会社の役職員に対する教育、啓発活動を実施しました。
- ハ) 当社では法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見のため、当社及び子会社並びにその取引先の全役職員などから相談や通報を直接受ける「ヘルプライン」（内部通報制度）を設けており、公益通報者保護法に準拠した「不正通報・相談制度の運用に関する規程」に基づき、通報があった場合は適切に対応しております。

### ④ グループ管理体制

- イ) 子会社各社へ取締役あるいは監査役等を派遣し監督を行うことに加え、「グループ経営管理規程」に基づく当社による決裁制度及び当社への報告制度を通じて管理、監督を行っております。
- ロ) 子会社に関する当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクは、上記②イ)の「トータルリスクマネジメント」に包含し、企業集団内でリスクが顕在化しないようリスクの一層の低減を図るよう努めております。

# 連結計算書類

## ▶ 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目            | 金 額     |
|----------------|---------|
| 〔資産の部〕         | 439,959 |
| 流動資産           | 212,628 |
| 現金及び預金         | 45,803  |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 81,850  |
| 商品及び製品         | 6,095   |
| 仕掛品            | 46,799  |
| 原材料及び貯蔵品       | 6,136   |
| その他            | 26,295  |
| 貸倒引当金          | △ 353   |
| 固定資産           | 227,330 |
| 有形固定資産         | 115,767 |
| 建物及び構築物        | 24,449  |
| 機械装置及び運搬具      | 10,104  |
| 土地             | 68,544  |
| リース資産          | 7,711   |
| 建設仮勘定          | 3,165   |
| その他            | 1,792   |
| 無形固定資産         | 15,502  |
| のれん            | 7,626   |
| その他            | 7,876   |
| 投資その他の資産       | 96,061  |
| 投資有価証券         | 68,802  |
| 長期貸付金          | 2,126   |
| 退職給付に係る資産      | 9,957   |
| 繰延税金資産         | 2,984   |
| その他            | 12,476  |
| 貸倒引当金          | △ 285   |
| 資産合計           | 439,959 |

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額     |
|---------------|---------|
| 〔負債の部〕        | 329,273 |
| 流動負債          | 286,980 |
| 支払手形及び買掛金     | 54,939  |
| 短期借入金         | 115,245 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 9,375   |
| 1年内償還予定の社債    | 5,000   |
| リース債務         | 1,863   |
| 未払費用          | 39,312  |
| 未払法人税等        | 796     |
| 契約負債          | 25,300  |
| 保証工事引当金       | 2,403   |
| 受注工事損失引当金     | 14,025  |
| 賞与引当金         | 4,059   |
| その他           | 14,659  |
| 固定負債          | 42,293  |
| 長期借入金         | 11,927  |
| リース債務         | 7,061   |
| 繰延税金負債        | 1,846   |
| 退職給付に係る負債     | 5,048   |
| 事業構造改革引当金     | 853     |
| 資産除去債務        | 1,728   |
| 再評価に係る繰延税金負債  | 12,241  |
| その他           | 1,585   |
| 〔純資産の部〕       | 110,686 |
| 株主資本          | 52,042  |
| 資本金           | 3,829   |
| 資本剰余金         | 10,552  |
| 利益剰余金         | 42,292  |
| 自己株式          | △ 4,632 |
| その他の包括利益累計額   | 54,362  |
| その他有価証券評価差額金  | 48      |
| 繰延ヘッジ損益       | 8,309   |
| 土地再評価差額金      | 27,601  |
| 為替換算調整勘定      | 10,691  |
| 退職給付に係る調整累計額  | 7,710   |
| 新株予約権         | 132     |
| 非支配株主持分       | 4,148   |
| 負債及び純資産合計     | 439,959 |

▶ 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額     |         |
|-----------------|---------|---------|
| 売上高             |         | 262,301 |
| 売上原価            |         | 225,376 |
| 売上総利益           |         | 36,924  |
| 販売費及び一般管理費      |         | 27,548  |
| 営業利益            |         | 9,376   |
| 営業外収益           |         |         |
| 受取利息            | 384     |         |
| 受取配当金           | 212     |         |
| 持分法による投資利益      | 3,810   |         |
| 為替差益            | 4,610   |         |
| その他             | 1,124   | 10,142  |
| 営業外費用           |         |         |
| 支払利息            | 2,881   |         |
| 支払手数料           | 2,420   |         |
| その他             | 1,684   | 6,986   |
| 経常利益            |         | 12,532  |
| 特別利益            |         |         |
| 固定資産処分益         | 184     |         |
| 投資有価証券売却益       | 686     |         |
| 関係会社株式売却益       | 2,835   |         |
| 受取保険金           | 1,336   | 5,043   |
| 特別損失            |         |         |
| 固定資産処分損         | 172     |         |
| 関係会社株式売却損       | 274     |         |
| 輸送事故による損失       | 1,040   |         |
| 事業整理損           | 107     | 1,595   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 15,980  |
| 法人税、住民税及び事業税    | 1,371   |         |
| 法人税等調整額         | △ 1,010 | 360     |
| 当期純利益           |         | 15,619  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 |         | 65      |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 15,554  |

# 計算書類

## ▶ 貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額     |
|----------|---------|
| 〔資産の部〕   | 335,171 |
| 流動資産     | 138,158 |
| 現金及び預金   | 27,248  |
| 受取手形     | 506     |
| 売掛金      | 270     |
| 原材料及び貯蔵品 | 4       |
| 前渡金      | 231     |
| 前払費用     | 5       |
| 短期貸付金    | 104,234 |
| その他      | 6,589   |
| 貸倒引当金    | △932    |
| 固定資産     | 197,012 |
| 有形固定資産   | 80,610  |
| 建物       | 9,120   |
| 構築物      | 3,560   |
| ドック船台    | 202     |
| 機械及び装置   | 1,653   |
| 船舶       | 0       |
| 車両運搬具    | 0       |
| 工具器具備品   | 345     |
| 土地       | 65,145  |
| リース資産    | 401     |
| 建設仮勘定    | 182     |
| 無形固定資産   | 145     |
| 特許権      | 4       |
| ソフトウェア   | 84      |
| その他      | 56      |
| 投資その他の資産 | 116,256 |
| 投資有価証券   | 1,532   |
| 関係会社株式   | 106,079 |
| 出資金      | 0       |
| 関係会社出資金  | 6,705   |
| 破産更生債権等  | 51      |
| 長期前払費用   | 2       |
| 前払年金費用   | 363     |
| その他      | 1,573   |
| 貸倒引当金    | △53     |
| 資産合計     | 335,171 |

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額     |
|---------------|---------|
| 〔負債の部〕        | 285,183 |
| 流動負債          | 139,929 |
| 支払手形          | 282     |
| 買掛金           | 410     |
| 短期借入金         | 115,235 |
| 1年内返済予定の長期借入金 | 8,974   |
| 1年内償還予定の社債    | 5,000   |
| リース債務         | 81      |
| 未払金           | 2,918   |
| 未払費用          | 478     |
| 未払法人税等        | 7       |
| 前受金           | 30      |
| 預り金           | 6,489   |
| 賞与引当金         | 21      |
| 固定負債          | 145,254 |
| 長期借入金         | 9,130   |
| リース債務         | 363     |
| 関係会社事業損失引当金   | 119,738 |
| 特別環境保全費用引当金   | 747     |
| 事業構造改革引当金     | 853     |
| 繰延税金負債        | 76      |
| 再評価に係る繰延税金負債  | 12,241  |
| 資産除去債務        | 1,721   |
| その他           | 382     |
| 〔純資産の部〕       | 49,987  |
| 株主資本          | 22,347  |
| 資本金           | 3,829   |
| 資本剰余金         | 9,973   |
| 資本準備金         | 957     |
| その他資本剰余金      | 9,016   |
| 利益剰余金         | 13,176  |
| その他利益剰余金      | 13,176  |
| 固定資産圧縮積立金     | 380     |
| 繰越利益剰余金       | 12,796  |
| 自己株式          | △4,632  |
| 評価・換算差額等      | 27,507  |
| その他有価証券評価差額金  | △94     |
| 土地再評価差額金      | 27,601  |
| 新株予約権         | 132     |
| 負債及び純資産合計     | 335,171 |

▶ **損益計算書** (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目             | 金 額   |        |
|-----------------|-------|--------|
| <b>営業収益</b>     |       |        |
| グループ運営収入        | 6,225 |        |
| 関係会社受取配当金       | 7,798 |        |
| その他の営業収益        | 1,515 | 15,539 |
| <b>営業費用</b>     |       | 9,241  |
| <b>営業利益</b>     |       | 6,297  |
| <b>営業外収益</b>    |       |        |
| 受取利息            | 3,100 |        |
| 受取配当金           | 48    |        |
| その他             | 223   | 3,372  |
| <b>営業外費用</b>    |       |        |
| 支払利息            | 2,479 |        |
| 社債利息            | 101   |        |
| 支払手数料           | 2,420 |        |
| 貸倒引当金繰入額        | 404   |        |
| その他             | 582   | 5,988  |
| <b>経常利益</b>     |       | 3,681  |
| <b>特別利益</b>     |       |        |
| 固定資産処分益         | 11    |        |
| 投資有価証券売却益       | 621   |        |
| 関係会社株式売却益       | 5,058 |        |
| 関係会社事業損失引当金戻入額  | 4,142 | 9,834  |
| <b>特別損失</b>     |       |        |
| 固定資産処分損         | 36    |        |
| 関係会社株式売却損       | 168   |        |
| 事業整理損           | 107   | 311    |
| <b>税引前当期純利益</b> |       | 13,204 |
| 法人税、住民税及び事業税    | △59   |        |
| 法人税等調整額         | 87    | 28     |
| <b>当期純利益</b>    |       | 13,175 |

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社三井E&S

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |         |
|--------------------|-------|---------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山 田 真   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大 谷 文 隆 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三井E&S（旧社名 株式会社三井E&Sホールディングス）の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三井E&S（旧社名 株式会社三井E&Sホールディングス）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月17日

株式会社三井E&S

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

|                    |       |       |
|--------------------|-------|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山田 真  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 大谷 文隆 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三井E&S（旧社名 株式会社三井E&Sホールディングス）の2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内

部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 》 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第120期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、子会社の本社及び主要な事業拠点等において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。さらに、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を企業会計審議会が公表する諸基準並びに日本公認会計士協会が公表する諸規則等に準拠して整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

株式会社三井E&S 監査役会

|       |      |   |
|-------|------|---|
| 常勤監査役 | 塩見裕一 | ㊟ |
| 常勤監査役 | 田口昭一 | ㊟ |
| 監査役   | 田中浩一 | ㊟ |
| 監査役   | 上野誠一 | ㊟ |

(注) 監査役田中浩一及び監査役上野誠一は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## ■ 当社HPのご案内

当社ホームページでは、IR情報、中期経営計画、サステナビリティへの取り組みを掲載しておりますのでご覧ください。

スマートフォンからでもご覧いただけます。

 <https://www.mes.co.jp/>



## ■ 単元未満株式買取・買増請求制度のご案内

### 買取請求

100株未満の株式を、当社に対して**市場価格で売却できる制度**です。

＜例＞ 60株を保有の場合、市場では売却できませんが、市場価格で当社が買い取りいたします。

$$\boxed{60\text{株}} - \boxed{60\text{株}} = \boxed{\text{¥}} \\ \text{当社に市場価格で売却} \quad \text{現金化}$$

### 買増請求

100株(単元株式)に不足する数の株式を、当社から**市場価格で買い増し、単元株にすることが**できる制度です。

＜例＞ 60株を保有の場合、40株を買い増して、100株とすることができます。

$$\boxed{60\text{株}} + \boxed{40\text{株}} = \boxed{100\text{株}} \\ \text{40株を当社から市場価格で購入} \quad \text{単元株式 (100株)}$$

## ■ 株主メモ

|                      |                                                                                              |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事業年度                 | 毎年4月1日から翌年3月31日までの1年                                                                         |
| 定時株主総会               | 毎年6月開催                                                                                       |
| 同総会の議決権の基準日          | 毎年3月31日                                                                                      |
| 期末配当の基準日             | 毎年3月31日                                                                                      |
| 中間配当の基準日             | 毎年9月30日                                                                                      |
| 公告方法                 | 電子公告 (https://www.mes.co.jp/) 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都内で発行する日本経済新聞に掲載します。 |
| 1単元株式数               | 100株                                                                                         |
| 株主名簿管理人及び特別口座の口座管理機関 | 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号<br>三井住友信託銀行株式会社                                                            |

### 郵送物ご送付先・電話お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉2丁目8番4号

**三井住友信託銀行株式会社 証券代行部**

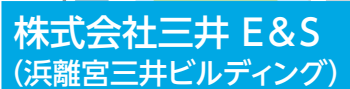
電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝日を除く)

## 株主総会会場ご案内図詳細(地下ルート)



- ① 汐留方面出口(地下)より「都営地下鉄新橋駅」の看板を見て直進。階段を下る。
- ② 「PLAZA」を見ながらシオサイト地下道を直進。
- ③ カレッタ汐留ゲートC右手のエスカレーターで1フロア昇る。
- ④ エスカレーターを昇ったら、右手の自動ドアから屋外の階段に出る(左手にはスターバックス)。
- ⑤ 階段を上がったら環状2号線沿いに進み、首都高速下の交差点へ。
- ⑥ 首都高速下の横断歩道をベルサール汐留側に渡し、右折。
- ⑦ 浜離宮側に再度横断歩道を渡し、左折して新大橋通り沿いに進む。



※受付開始時刻は、**午前9時15分**を予定しております。  
※駐車場はございませんので、お車でのご来場は、ご遠慮ください。

日比谷線「築地」駅——築地本願寺方面改札1番又は2番出口より徒歩12分



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。